

循環第 35 号

令和 8 年 4 月 10 日

一般社団法人山形県産業資源循環協会長 殿

山形県環境エネルギー部循環型社会推進課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する  
省令の施行について（通知）

このことについて、令和 8 年 3 月 27 日付け環循規発第 2603271 号により、  
環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制担当参事官から別添のとおり通知が  
ありましたのでご承知願います。

（概要）

- ・ 水銀又はその化合物の使用に関する表示がされていない空気亜鉛電池につ  
いては、水銀使用製品産業廃棄物として取り扱うことを不要としたこと。
- ・ 水銀廃棄物ガイドラインの改定を行ったこと。

担当：廃棄物対策担当 伊藤

TEL：023-630-2236

FAX：023-625-7991

Mail：itoik@pref.yamagata.jp

環循規発第 2603271 号  
令和 8 年 3 月 27 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制担当参事官

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年環境省令第 8 号。以下「改正省令」という。）が令和 8 年 3 月 27 日に公布され、同日から施行されたところである。

については、下記事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

## 記

### 第一 改正の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。）において水銀使用製品産業廃棄物として定める空気亜鉛電池については、その国内生産量のほぼ全量を占める一般社団法人電池工業会の全会員によって、令和元年に無水銀化された。そのため、今後水銀を含有している空気亜鉛電池や、これを使用する製品が新たに廃棄物として生じる可能性は限りなく低いと考えられる。

こうした実態を踏まえ、空気亜鉛電池の取扱いについて相応の処理が可能となるよう、所要の改正を行ったものである。

### 第二 改正の内容

水銀又はその化合物の使用に関する表示がされていない空気亜鉛電池については、水銀使用製品産業廃棄物として取り扱うことを不要とするため、規則別表第 4 の 2 の項の

空気亜鉛電池を削る改正を行った。

なお、空気亜鉛電池であっても水銀又はその化合物の使用に関する表示のあるものは、規則第7条の2の4第3号に該当するため、引き続き水銀使用製品産業廃棄物として取り扱うこと。

### 第三 水銀廃棄物ガイドラインの改定

今般の改正省令に伴い、「水銀廃棄物ガイドライン（第4版）」（令和7年3月）を改定し、「水銀廃棄物ガイドライン（第5版）」（令和8年3月）を公表したため、排出事業者等への指導の参考にされたい。

## 「水銀廃棄物ガイドライン」新旧対照表

(下線部は改訂箇所)

改訂後	改訂前
<p>水銀廃棄物ガイドライン  <u>第5版</u>                      環境省 環境再生・資源循環局 <u>廃棄物規制担当参事官室</u>  <u>令和8年3月</u></p>	<p>水銀廃棄物ガイドライン  <u>第4版</u>                      環境省 環境再生・資源循環局 <u>廃棄物規制課</u>  <u>令和7年4月</u></p>
1 (略)	1 (略)
<p>2. ガイドラインについて                      2.1~2.2 (略)                      2.3 作成の方法                      本ガイドラインの法令の内容は、別途記載が無い限り、<u>令和8年3月時点</u>のものである。</p>	<p>2. ガイドラインについて                      2.1~2.2 (略)                      2.3 作成の方法                      本ガイドラインの法令の内容は、別途記載が無い限り、<u>令和7年4月時点</u>のものである。</p>
3、4 (略)	3~4 (略)
<p>5. 水銀使用製品廃棄物の環境上適正な処理                      (中略)                      5.1 水銀使用製品廃棄物の対象物                      (中略)</p>	<p>5. 水銀使用製品廃棄物の環境上適正な処理                      (中略)                      5.1 水銀使用製品廃棄物の対象物                      (中略)</p>

改訂後

表 5.1.1 既存の用途に利用する水銀使用製品  
(新用途水銀使用製品命令 17 第 2 条に基づく別表上欄に規定される水銀使用製品)

1. 一次電池 (アルカリボタン電池、水銀電池、空気亜鉛電池、酸化銀電池、マンガン乾電池、アルカリ乾電池に限る。)

2. ~74. (略)

注) 空気亜鉛電池の下線を削除。

5.1.1 水銀使用製品産業廃棄物

【水銀使用製品産業廃棄物】

(中略)

表 5.1.2 水銀使用製品産業廃棄物の対象となるもの

1 水銀電池	24 水銀抵抗器
2 スイッチ及びリレー (水銀が目視で確認できるものに限る。)	25 差圧式流量計
3 蛍光灯 (冷陰極蛍光灯及び外部電極蛍光灯を含む。以下同じ。)	26 傾斜計
4 HIDランプ (高輝度放電ランプ)	27 水銀注入法測定装置
5 放電ランプ (蛍光灯及びHIDランプを除く。)	28 周波数標準機
6 農業	29 ガス分析計 (水銀等を標準物質とするものを除く。)
7 気圧計	30 容積形力計
8 湿度計	31 滴下水銀電極
9 液柱形力計	32 参照電極
10 弾性力計 (ダイヤフラム式のものに限る。)	33 水銀等ガス発生器 (内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。)
11 圧力伝送器 (ダイヤフラム式のものに限る。)	34 握力計
12 真空計	35 医薬品
13 ガラス製温度計	36 水銀の製剤
14 水銀充填圧力式温度計	37 塩化第一水銀の製剤
15 水銀体温計	38 塩化第二水銀の製剤
16 水銀式血圧計	39 よう化第二水銀の製剤
17 真空ポンプ (水銀が目視で確認できるものに限る。)	40 硝酸第一水銀の製剤
18 温度定値セル	41 硝酸第二水銀の製剤
19 顔料	42 チオシアン酸第二水銀の製剤
20 ボイラ (二流体サイクルに用いられるものに限る。)	43 酢酸フェニル水銀の製剤
21 灯台の回転装置	19の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品に塗布されるもの限り×印に該当する。
22 水銀トリム・ヒール調整装置	
23 放電管 (水銀が目視で確認できるもの限り、放電ランプ (蛍光灯及びHIDランプを含む。)) を除く。)	

注) 表の更新

(中略)

改訂前

表 5.1.1 既存の用途に利用する水銀使用製品  
(新用途水銀使用製品命令 17 第 2 条に基づく別表上欄に規定される水銀使用製品)

1. 一次電池 (アルカリボタン電池、水銀電池、空気亜鉛電池、酸化銀電池、マンガン乾電池、アルカリ乾電池に限る。)

2. ~74. (略)

5.1.1 水銀使用製品産業廃棄物

【水銀使用製品産業廃棄物】

(中略)

表 5.1.2 水銀使用製品産業廃棄物の対象となるもの

1 水銀電池	24 放電管 (水銀が目視で確認できるもの限り、放電ランプ (蛍光灯及びHIDランプを含む。)) を除く。)	×
2 空気亜鉛電池	25 水銀抵抗器	
3 スイッチ及びリレー (水銀が目視で確認できるものに限る。)	26 差圧式流量計	×
4 蛍光灯 (冷陰極蛍光灯及び外部電極蛍光灯を含む。以下同じ。)	27 傾斜計	
5 HIDランプ (高輝度放電ランプ)	28 水銀注入法測定装置	
6 放電ランプ (蛍光灯及びHIDランプを除く。)	29 周波数標準機	×
7 農業	30 ガス分析計 (水銀等を標準物質とするものを除く。)	
8 気圧計	31 容積形力計	
9 湿度計	32 滴下水銀電極	
10 液柱形力計	33 参照電極	
11 弾性力計 (ダイヤフラム式のものに限る。)	34 水銀等ガス発生器 (内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。)	×
12 圧力伝送器 (ダイヤフラム式のものに限る。)	35 握力計	×
13 真空計	36 医薬品	×
14 ガラス製温度計	37 水銀の製剤	
15 水銀充填圧力式温度計	38 塩化第一水銀の製剤	×
16 水銀体温計	39 塩化第二水銀の製剤	
17 水銀式血圧計	40 よう化第二水銀の製剤	
18 真空ポンプ (水銀が目視で確認できるものに限る。)	41 硝酸第一水銀の製剤	
19 温度定値セル	42 硝酸第二水銀の製剤	
20 顔料	43 チオシアン酸第二水銀の製剤	×
21 ボイラ (二流体サイクルに用いられるものに限る。)	44 酢酸フェニル水銀の製剤	
22 灯台の回転装置	20の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品に塗布されるもの限り×印に該当する。	
23 水銀トリム・ヒール調整装置		

(中略)

## 改訂後

表 5.1.3 水銀等の使用に関する表示の有無に関わらず「水銀使用製品産業廃棄物」の対象となる水銀使用製品（対象となるものは左端の列に掲げる製品単体）

水銀使用製品	製品情報及び製品例 (掲載製品は一例)	組込製品の例	備考
1.水銀電池	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)

## 改訂前

表 5.1.3 水銀等の使用に関する表示の有無に関わらず「水銀使用製品産業廃棄物」の対象となる水銀使用製品（対象となるものは左端の列に掲げる製品単体）

水銀使用製品	製品情報及び製品例 (掲載製品は一例)	組込製品の例	備考
1.水銀電池	(略)	(略)	(略)
2. 空気亜鉛電池	<p>&lt;用途&gt; 小型電子機器等その他の物品の電源</p> <p>&lt;製品例&gt; -</p> <p>&lt;判別方法&gt; 品番及びメーカー：最初のアルファベットが「PR」のもの・空気穴が開いているもので、且つ国内メーカーのものであれば水銀が使用されていると考えられる。海外メーカー製品では水銀が使用されていないものもある。 *補聴器の多くは空気亜鉛電池を使用している。</p>	<p>・補聴器 ・ページャー（ポケットベル）</p> <p>・水銀の含有量が全重量の2パーセント未満であって、ボタン電池であるものを除き、2018年より製造・輸出入禁止</p> <p>・除外対象のボタン</p>	

改訂後				改訂前			
							電池に ついて は今後 も水銀 が使用 される 見込み
2.スイッチ及びリ レー(水銀が目視で 確認できるもの。)	(略)	(略)	(略)	3.スイッチ及びリ レー(水銀が目視で 確認できるもの。)	(略)	(略)	(略)
3. 蛍光ランプ(冷 陰極蛍光ランプ及 び外部電極蛍光ラ ンプを含む。以下同 じ。)	(略)	(略)	(略)	4. 蛍光ランプ(冷 陰極蛍光ランプ及 び外部電極蛍光ラ ンプを含む。以下同 じ。)	(略)	(略)	(略)
4.HID ランプ(高輝 度放電ランプ)	(略)	(略)	(略)	5.HID ランプ(高輝 度放電ランプ)	(略)	(略)	(略)
5.放電ランプ(蛍光 ランプ及び HID ラ ンプを除く。)	(略)	(略)	(略)	6.放電ランプ(蛍光 ランプ及び HID ラ ンプを除く。)	(略)	(略)	(略)
6.農薬	(略)	(略)	(略)	7.農薬	(略)	(略)	(略)
7.気圧計	(略)	(略)	(略)	8.気圧計	(略)	(略)	(略)
8.湿度計	(略)	(略)	(略)	9.気圧計	(略)	(略)	(略)
9.液柱形圧力計	(略)	(略)	(略)	10.液柱形圧力計	(略)	(略)	(略)
10.弾性圧力計(ダ イアフラム式の	(略)	(略)	(略)	11.弾性圧力計(ダ イアフラム式のも	(略)	(略)	(略)

改訂後				改訂前			
ものに限る。)				のに限る。)			
11.弾性圧力計(ダイヤフラム式のものに限る。)	(略)	(略)	(略)	12.弾性圧力計(ダイヤフラム式のものに限る。)	(略)	(略)	(略)
12.真空計	(略)	(略)	(略)	13.真空計	(略)	(略)	(略)
13.ガラス製温度計	(略)	(略)	(略)	14.ガラス製温度計	(略)	(略)	(略)
14.水銀充満圧力式温度計	(略)	(略)	(略)	15.水銀充満圧力式温度計	(略)	(略)	(略)
15.水銀体温計	(略)	(略)	(略)	16.水銀体温計	(略)	(略)	(略)
16.水銀式血圧計	(略)	(略)	(略)	17.水銀式血圧計	(略)	(略)	(略)
17.真空ポンプ(水銀が目視で確認できるものに限る。)	(略)	(略)	(略)	18.真空ポンプ(水銀が目視で確認できるものに限る。)	(略)	(略)	(略)
18.温度定点セル	(略)	(略)	(略)	19.温度定点セル	(略)	(略)	(略)
19.顔料	(略)	(略)	(略)	20.顔料	(略)	(略)	(略)
20.ボイラ(二流体サイクルに用いられるものに限る。)	(略)	(略)	(略)	21.ボイラ(二流体サイクルに用いられるものに限る。)	(略)	(略)	(略)
21.灯台の回転装置	(略)	(略)	(略)	22.灯台の回転装置	(略)	(略)	(略)
22.水銀トリム・ヒール調整装置	(略)	(略)	(略)	23.水銀トリム・ヒール調整装置	(略)	(略)	(略)
23.放電管(水銀が目視で確認できるもの限り、放電ランプ(蛍光ランプ及びHIDランプを含む。)を除く。)	(略)	(略)	(略)	24.放電管(水銀が目視で確認できるもの限り、放電ランプ(蛍光ランプ及びHIDランプを含む。)を除く。)	(略)	(略)	(略)
24.水銀抵抗原器	(略)	(略)	(略)	25.水銀抵抗原器	(略)	(略)	(略)

改訂後			
25.差圧式流量計	(略)	(略)	(略)
26.傾斜計	(略)	(略)	(略)
27.水銀圧入法測定装置	(略)	(略)	(略)
28.周波数標準機	(略)	(略)	(略)
29.ガス分析計(水銀等を標準物質とするものを除く。)	(略)	(略)	(略)
30.容積圧力計	(略)	(略)	(略)
31.滴下水銀電極	(略)	(略)	(略)
32.参照電極	(略)	(略)	(略)
33.水銀等ガス発生器(内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。)	(略)	(略)	(略)
34.握力計	(略)	(略)	(略)
35.医薬品	(略)	(略)	(略)

水銀使用製品	製品情報及び製品例(掲載製品は一例)	組込製品の例	備考
36～43. 水銀等の製剤	(略)		
36. 水銀の製剤	(略)	(略)	(略)
37. 塩化第一水銀の製剤	(略)	(略)	(略)
38. 塩化第二水	(略)	(略)	(略)

改訂前			
26.差圧式流量計	(略)	(略)	(略)
27.傾斜計	(略)	(略)	(略)
28.水銀圧入法測定装置	(略)	(略)	(略)
29.周波数標準機	(略)	(略)	(略)
30.ガス分析計(水銀等を標準物質とするものを除く。)	(略)	(略)	(略)
31.容積圧力計	(略)	(略)	(略)
32.滴下水銀電極	(略)	(略)	(略)
33.参照電極	(略)	(略)	(略)
34.水銀等ガス発生器(内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。)	(略)	(略)	(略)
35.握力計	(略)	(略)	(略)
36.医薬品	(略)	(略)	(略)

水銀使用製品	製品情報及び製品例(掲載製品は一例)	組込製品の例	備考
37～44. 水銀等の製剤	(略)		
37. 水銀の製剤	(略)	(略)	(略)
38. 塩化第一水銀の製剤	(略)	(略)	(略)
39. 塩化第二水	(略)	(略)	(略)

改訂後			
銀の製剤			
39. よう化第二水銀の製剤	(略)	(略)	(略)
40. 硝酸第一水銀の製剤	(略)	(略)	(略)
41. 硝酸第二水銀の製剤	(略)	(略)	(略)
42. チオシアン酸第二水銀の製剤	(略)	(略)	(略)

(中略)

表 5.1.4 「水銀使用製品産業廃棄物」の対象となる組込製品の例

対象となる組込製品の例 (①の水銀使用製品を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品例)	左記製品中に用いられる①の水銀使用製品
補聴器、銀塩カメラの露出計	1.水銀電池
(削除)	(削除)
ディーゼルエンジン、医療機器（ガス滅菌器）、ピクノメータ、引火点試験機	13.ガラス製温度計
朱肉（ただし、顔料や朱肉が塗布・捺印等された製品や作品等は対象外。）	19.顔料
<製品例> (略)	
ポーラログラフ装置	31.滴水水銀電極

改訂前			
銀の製剤			
40. よう化第二水銀の製剤	(略)	(略)	(略)
41. 硝酸第一水銀の製剤	(略)	(略)	(略)
42. 硝酸第二水銀の製剤	(略)	(略)	(略)
43. チオシアン酸第二水銀の製剤	(略)	(略)	(略)

(中略)

表 5.1.4 「水銀使用製品産業廃棄物」の対象となる組込製品の例

対象となる組込製品の例 (①の水銀使用製品を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品例)	左記製品中に用いられる①の水銀使用製品
補聴器、銀塩カメラの露出計	1.水銀電池
補聴器、ページャー（ポケットベル）	2.空気亜鉛電池
ディーゼルエンジン、医療機器（ガス滅菌器）、ピクノメータ、引火点試験機	14.ガラス製温度計
朱肉（ただし、顔料や朱肉が塗布・捺印等された製品や作品等は対象外。）	20.顔料
<製品例> (略)	
ポーラログラフ装置	32.滴水水銀電極

改訂後	改訂前
<p>(中略)</p> <p>5. 水銀使用製品産業廃棄物と、当該製品と同一カテゴリー・同一性状の製品が産業廃棄物となったもの(例えば、<u>水銀電池</u> (水銀使用製品産業廃棄物の対象物)とアルカリボタン電池(水銀使用製品産業廃棄物の対象外))が混在した状態で排出される場合には、総体として水銀使用製品産業廃棄物として取り扱って差し支えない。この場合、水銀使用製品産業廃棄物については、収集、運搬等において、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置をその他の物と区分して取り扱う必要があることから、混在したものを総体として、それ以外の物と区分して取り扱うこと。</p> <p>(中略)</p>	<p>(中略)</p> <p>5. 水銀使用製品産業廃棄物と、当該製品と同一カテゴリー・同一性状の製品が産業廃棄物となったもの(例えば、<u>空気亜鉛電池</u> (水銀使用製品産業廃棄物の対象物)とアルカリボタン電池(水銀使用製品産業廃棄物の対象外))が混在した状態で排出される場合には、総体として水銀使用製品産業廃棄物として取り扱って差し支えない。この場合、水銀使用製品産業廃棄物については、収集、運搬等において、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置をその他の物と区分して取り扱う必要があることから、混在したものを総体として、それ以外の物と区分して取り扱うこと。</p> <p>(中略)</p>
<p>6、7 (略)</p>	<p>6、7 (略)</p>
<p>参考資料</p> <p>(中略)</p> <p><u>マニフェストの交付等</u></p> <p>(中略)</p> <p>8. マニフェストの不交付、虚偽記載、虚偽マニフェストの交付、保存義務違反等マニフェストに係る義務違反については、罰則(6か月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金)が科されている。</p> <p>(中略)</p>	<p>参考資料</p> <p>(中略)</p> <p><u>マニフェストの交付等</u></p> <p>(中略)</p> <p>8. マニフェストの不交付、虚偽記載、虚偽マニフェストの交付、保存義務違反等マニフェストに係る義務違反については、罰則(6か月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金)が科されている。</p> <p>(中略)</p>

改訂後

廃棄物データシート (WDS)

< 表 面 >

廃棄物データシート(WDS)

管理番号

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。
※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。
※3 一項目に対して、一様作成ください。

Form with fields for 1 作成年月日, 2 排出事業者の名称等, 3 廃棄物の名称, 4 廃棄物の発生工程, 5 廃棄物の種類, 6 特定有害廃棄物, 7 廃棄物の組成・成分情報, 8 その他含有物質.

改訂前

廃棄物データシート (WDS)

< 表 面 >

廃棄物データシート(WDS)

管理番号

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。
※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。
作成日 平成 年 月 日

Form with fields for 1 排出事業者, 2 廃棄物の名称, 3 廃棄物の組成・成分情報, 4 廃棄物の種類, 5 特定有害廃棄物, 6 PRTR対象物質, 7 水道水源における消毒副生成物前駆物質, 8 その他含有物質.

改訂後

9	水道水灌における 消毒副生成物 前駆物質  <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	生成物質:ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> ヘキサメチレンテトラミン(HMT) <input type="checkbox"/> 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルアミン(DMA) <input type="checkbox"/> トリメチルアミン(TMA) <input type="checkbox"/> テトラメチルエチレンジアミン(TMED) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) <input type="checkbox"/> ジメチルアミノエタノール(DMAE)  生成物質:クロロホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> アセチルカルボン酸 <input type="checkbox"/> 1,3-ジヒドロキシベンゼン(レゾルシノール) <input type="checkbox"/> 1,3,5-トリヒドロキシベンゼン <input type="checkbox"/> アセチルアセトン <input type="checkbox"/> 2-アミノアセトフェン <input type="checkbox"/> 3-アミノアセトフェン  生成物質:臭素酸(オゾン処理により生成)、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> 臭化物(臭化カリウム等)			
10	有害特性 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 差支	<input type="checkbox"/> 爆発性 <input type="checkbox"/> 引火性(℃) <input type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 自然発火性(℃) <input type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化物 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 毒性ガス発生 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 重合反応性 <input type="checkbox"/> その他( )			
11	廃棄物の物理的・化学的性状	形状 <input type="checkbox"/> 固形 <input type="checkbox"/> 泥状 <input type="checkbox"/> 液状 <input type="checkbox"/> 粘性 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 弱 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 強 ) 臭気 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 弱 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 強 (臭気種類: ) 色( ) 比重( ) pH( ) 沸点( ) 融点( ) 発熱量( ) 水分( % )			
12	品質安定性	経時変化( <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ) 有る場合は具体的に記入( )			
13	荷姿	<input type="checkbox"/> 容器( ) <input type="checkbox"/> 車両( ) <input type="checkbox"/> その他( )			
14	排出頻度 数量	頻度: ( <input type="checkbox"/> スポット <input type="checkbox"/> 継続予定 ) 数量: ( ) <input type="checkbox"/> kg <input type="checkbox"/> t <input type="checkbox"/> 個 <input type="checkbox"/> m <sup>3</sup> <input type="checkbox"/> 本 <input type="checkbox"/> 缶 <input type="checkbox"/> 袋 <input type="checkbox"/> 個 / 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 週 <input type="checkbox"/> 日			
15	特別注意事項	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載 保護具 <input type="checkbox"/> ガスマスク着用 → ガスマスク種類 ( ) 吸収缶種類 ( ) <input type="checkbox"/> 保護手袋 <input type="checkbox"/> 保護メガネ <input type="checkbox"/> その他 ( ) 応急処置 <input type="checkbox"/> 吸入時 → 新鮮な空気の場所に移動し安静にする <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 皮膚付着時 → 多量の水で洗い流す <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 目に入った場合 → 多量の水で洗い流す <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 飲み込んだ場合 → 多量の水を飲ませ吐かせる <input type="checkbox"/> その他 ( ) 漏洩時措置 除去方法: <input type="checkbox"/> 吸着マット・ほうき・スロップで回収する <input type="checkbox"/> その他 ( ) 除去作業時の注意: <input type="checkbox"/> 廃棄物に触れないようにする <input type="checkbox"/> その他 ( ) 火災時措置 水による消火 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 → 消火方法 ( ) その他 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
16	その他の情報	SDS ( <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ) 分析表 ( <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ) サンプル ( <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ) 有の場合 → <input type="checkbox"/> 均一 <input type="checkbox"/> 不均一 <input type="checkbox"/> 疑似サンプル 写真 ( <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ) その他 ( <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ) 具体的には ( )			
＜変更履歴／内容確認欄＞					
No.	日付	区分	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容／備考

様式作成 環境省

改訂前

9	有害特性 (有・無・不明)	<input type="checkbox"/> 爆発性 <input type="checkbox"/> 引火性(℃) <input type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 自然発火性(℃) <input type="checkbox"/> 禁水性 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化物 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 毒性ガス発生 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 重合反応性 <input type="checkbox"/> その他( )
10	廃棄物の物理的・化学的性状	形状( ) 臭い( ) 色( ) 比重( ) pH( ) 沸点( ) 融点( ) 発熱量( ) 粘度( ) 水分( )
11	品質安定性	経時変化(有・無) 有る場合は具体的に記入
12	関連法規	危険物(消防法)・特化則(特定化学物質障害予防規則)・有機溶剤・毒劇物・悪臭
13	荷姿	<input type="checkbox"/> 容器( ) <input type="checkbox"/> 車両( ) <input type="checkbox"/> その他( )
14	排出頻度 数量	頻度(スポット・継続予定) ( ) kg・t・個・m <sup>3</sup> ・本・缶・袋・個 / 年・月・週・日
15	特別注意事項 (有・無)	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載  ・避けるべき処理方法、安全のため採用すべき処理方法 ・他の廃棄物との混合禁止 ・粉じん爆発の可能性 ・容器腐食性の可能性/注意点 ・廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性 ・環境中に放出された後の支障発生の可能性(消毒用塩素等との反応により他の物質を生成し、水道取水障害に至る可能性等) 等

【参考】その他の情報

- ・サンプル等提供 (均一サンプル有・不均一サンプル有・サンプルの一部有・サンプル無・写真有)
- ・産業廃棄物の発生工程等  
「3廃棄物の組成・成分情報」を推定する根拠となる、使用原材料・有害物質・不純物の混入、排出場所がわかる発生工程の説明を書いてください。工程前からの持ち込み成分があれば書いてください。工程図への記入でも可。  
(処理業者においては、不純物混入の可能性や廃棄物成分のブレ幅の推定、分析頻度等の判断材料となります。)

＜排出事業者及び処理業者内容確認欄＞

No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	備考

＜変更履歴＞

No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容

様式作成 環境省

〔運用〕

第五十二条 第三条、第四条、第八条の二（第一項第三号を除く。）から第十一条まで、第十五条（第一項第三号及び第四号を除く。）から第十七条の三（第三項第一号を除く。）まで、第十七条の四及び第十七条の五（第五号を除く。）から第十七条の十二までの規定は、水道用水供給事業について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）	（略）
第十五条第二項	第十五条第一項第 二号	第二十条第一項	第二十一条において準用する法第二十条第一項
（略）	（略）	（略）	（略）

附 則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第五十二条の改正規定は、公布の日から施行する。

○環境省令第八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十二条第一項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条第一項第一号の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十七日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正	後	別表第四（第七条の一の四関係）	備考 十九の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品に塗布されるものに限り×印に該当する。
（略）	（略）	一	（略）
（略）	（略）	（初）	（略）
（略）	（略）	二、四十三	（略）

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

〔運用〕

第五十二条 第三条、第四条、第八条の三（第一項第三号を除く。）から第十一条まで、第十五条（第二項第三号及び第四号を除く。）から第十七条の三（第三項第一号を除く。）まで、第十七条の四及び第十七条の五（第五号を除く。）から第十七条の十二までの規定は、水道用水供給事業について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）	（略）
（新規）	第十五条第一項第 二号	（新規）	（新規）
（略）	（略）	（略）	（略）

改正	前	別表第四（第七条の一の四関係）	備考 二十の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品に塗布されるものに限り×印に該当する。
（略）	（略）	一	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	二	空気亜鉛電池
（略）	（略）	三、四十四	（略）